

意見書案第5号

集団的自衛権の行使を憲法の解釈変更で行わないことを求める意見書

上記の意見書案を次のとおり提出します。

平成26年6月26日

提出者	つくば市議会議員	宇野信子
賛成者	つくば市議会議員	木村清隆
	〃	山本美和
	〃	高野進

## 集団的自衛権の行使を憲法の解釈変更で行わないことを求める意見書

これまで内閣法制局による政府見解は、集団的自衛権は保持していても、行使を認めないという憲法解釈に立ってこれを維持してきました。

これに対し安倍首相は集団的自衛権について「安保法制懇」に投げかけ、その報告をもとに、集団的自衛権の行使を憲法の解釈変更で行おうとしています。

「安保法制懇」の位置づけは、首相の私的諮問機関であることから、政府が結論を出しているものではないと答弁しているが、集団的自衛権行使は、安倍首相の底流にあるもので看過できません。

従来立場を変えるのであれば、国民や同盟国、近隣諸国、国際社会への影響を含め、深く慎重な議論が必要です。

よって憲法解釈変更による集団的自衛権行使は、立憲主義の立場から容認しないよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月26日

つくば市議会

(提出先)

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

外務大臣 様

法務大臣 様

防衛大臣 様

内閣法制局長官 様